

令和5年 6月15日

学校支援課

住民訴訟の判決について (王寺工業高校の分割発注に係る損害賠償請求)

1. 報告概要

奈良県立王寺工業高等学校において、令和2年度に違法な分割発注があったとして、損害の賠償等を求める住民訴訟が、令和3年7月に提起された件について、令和5年5月16日に判決がありました。

2. 訴訟概要（令和3年7月15日訴訟提起）

(1) 原告

阪口保氏他5名（原告訴訟代理人：兒玉修一弁護士）

(2) 原告の主張

令和2年度に、奈良県立王寺工業校において発注された3件の工事について、一体的に発注できる工事を分割し、違法な随意契約が締結されたことによって、奈良県が損害を蒙った。

3. 判決概要（令和5年5月16日）

当該分割発注によって、奈良県に損害が生じていたとは認められない（棄却）。

4. 再発防止に向けた取組み

教育委員会としては、県立高校における一連の不適切な分割発注事案については、重く受け止めており、学校長、事務長に対する注意喚起や、事務マニュアルを作成するなどして、再発防止に取り組んでおり、今後も、再発防止に向けた取組みを継続していく。